

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

尾道市は古くから交通の要衝として商業を中心に栄えてきた街であり、近代では造船業やプラスチック製品製造業が基幹産業となる等、多様な産業が本市経済を支えている。

近年、人口は減少を続けているが、今後も少子高齢化の急速な進展による減少が予想され、市内事業者も減少が見込まれる中、更なる人手不足や後継者不足等の課題が深刻化すれば、市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して尾道市工場等設置奨励制度や金融支援策等を講じてきたが、今後の労働力不足等の課題に対応するためには、引き続き市内中小企業の生産性の根本的な向上を促進する取り組みを支援していくことが喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、持続的な経済発展をしていくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に90件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

尾道市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が尾道市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であるから、再生可能エネルギー発電事業については、尾道市内に本社もしくは事業所があり、かつ、再生可能エネルギー発電設備を市内に導入する

計画のみ、認定対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」第 9 条第 1 項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

尾道市の産業は、北部の山間部エリアから南部の島嶼部エリアまで広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性を向上する観点から、本計画の対象区域は、尾道市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

尾道市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が尾道市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、IT 導入による自動化の推進、企業のDX化による業務効率化やビジネスの変革、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であることから、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 6 月 1 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

計画期間は原則として 2 年間であるところ、尾道市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である 4 月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和 7 年 3 月 3 1 日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定対象としない。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない。